

第 6 5 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 5 月 1 4 日 (金)

午後 1 時 3 0 分

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情および陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について

2 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について

3 令和 3 年第 2 回 (6 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案について

5 月 2 0 日 (木) から 6 月 1 5 日 (火) までの 2 7 日 間

議案名・・・資料 1

(2) 市長の就任挨拶

本会議の開会宣言後に市長から就任挨拶を行う。

(3) 執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介

申し合わせ事項 1 2 9 により行う。

○申し合わせ事項

(部長等の異動による自己紹介)

129 部長等 (議場出席者に限る。) の異動があったときは、次の議会において自己紹介させる。

(4) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

申し合わせ事項 4 4 により行う。

○申し合わせ事項

(一部事務組合議会の報告)

44 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告は、3 月と 6 月の定例会初日に行う。

(5) 人事案件について

申し合わせ事項の 6 2 により行う。

○申し合わせ事項

(人事案件の委員会付託)

62 人事案件は、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、即決する。

(6) 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

選挙管理委員 4 人及び同補充員 4 人の任期が 7 月 5 日をもって満了するため、定例会最終日に議会において選挙を行う。

○申し合わせ事項

(指名推選)

50 次に掲げる選挙は、地方自治法第 118 条第 2 項に基づく指名推選による。

(1) 一部事務組合議会の議員

(2) 選挙管理委員会の委員及び同補充員

(7) 代表質問について・・・資料 2

(8) 議事日程案について・・・資料 3

(9) 陳情・要望書の取扱いについて・・・資料 4

・ 要望書（令和元年 12 月議会に提出された市営住宅条例の一部改正に関する議案について、審査が不十分であったため解明を要望）

・ 市場休場に伴う農林水産課からの出荷者宛文書について

・ 地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について

(10) 抗議文、要望書の取り消しについて・・・資料 5

(11) エコスタイルについて

4 モニター意見について・・・資料 6

5 標準市議会会議規則の一部改正に伴う取扱いについて・・・資料 7

6 その他

(1) 議会運営委員会の開催日

・ 5 月 21 日（金）午後 1 時 一般質問及び代表質問について

(2) 全員協議会の開催日時

・ 5 月 20 日（木）午前 9 時 30 分から 議運決定事項の報告

(3) その他

令和 3 年第 2 回（6 月）定例会議案名（案）

市長提出案件（議案 14 件、報告 6 件）

○総務文教常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 49 号 山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定について
(総務)
- (2) 議案第 50 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(総務)
- (3) 議案第 51 号 山陽小野田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- (4) 承認第 4 号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- (5) 承認第 5 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)

○民生福祉常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 47 号 令和 3 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
(高齢)
- (2) 議案第 52 号 山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について
(文ス)
- (3) 議案第 53 号 山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
(子育て)

○産業建設常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 48 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 回）について
(公営)

○一般会計予算決算常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 46 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 4 回）について
(財政)
- (2) 承認第 3 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 3 回）に関する専決処分について
(財政)

○人事案件（3件）

- (1) 同意第1号 山陽小野田市副市長の選任について (人事)
- (2) 同意第2号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について (人事)
- (3) 同意第3号 山陽小野田市監査委員の選任について (人事)

○報告（6件）

- (1) 報告第3号 繰越明許費予算の繰越しについて (財政)
- (2) 報告第4号 繰越明許費予算の繰越しについて (高齢)
- (3) 報告第5号 病院事業会計建設改良費予算の繰越しについて (病院)
- (4) 報告第6号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて (水道)
- (5) 報告第7号 工業用水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて
(水道)
- (6) 報告第8号 下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて (下水)

●行政報告

- (1) 山陽小野田市土地開発公社の令和2年度決算概要及び令和3年度事業計画概要について (土木)

代表質問の実施について

1 代表質問とは

代表質問は、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものである。

代表質問の内容については、会派内で事前に政策論議を十分行い、その結論を発言すべきであり、これによりその会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では個人質問と同じで、代表質問とはいえない。

代表質問をすることにより会派内の政策論議が活発になる。

代表質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。

2 実施内容

(1) 実施時期

- * 6月定例会

(2) 質問内容 施政方針について

- * 通告は「1、令和3年度施政方針について」とする。
- * 施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。

(3) 質問者 会派のうちから1人（現状では最大4人）

- * 最初の一括質問のみ登壇する。
- * 冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べる。

(4) 質問時間 1人当たり60分以内

(5) 質問方式 一括質問方式

(6) 答弁者

- *最初に総括的な答弁を市長が行い、その後、必要に応じて詳細部分について、市長又は担当参与が答弁する。

(7) その他

- ・ 会派を構成していても代表質問をしないことができる。
- ・ 他の会派の質問と重複しないよう、できる限り調整する。
- ・ 通告書の提出は、下記のとおりとする。

5月21日（金）	正午まで	代表質問通告書の提出、抽選
5月24日（月）	正午まで	代表質問趣旨書の提出
〃	午後1時から	質問者間での質問の調整
〃	午後2時から	聞き取り（午後5時まで）

令和 3 年第 2 回（6 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
5	20	木	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意 3 件を一括上程、提案理由の説明説明、質疑、討論及び採決 ・報告 6 件を一括報告及び質疑 ・令和 3 年度施政方針並びに議案 11 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
5	21	金		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問通告締切（正午まで） ・代表質問通告締切（正午まで）
			午後 1 時	委員会	議会運営委員会
5	22	土		休 会	
5	23	日		休 会	
5	24	月		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問聞取（正午まで） ・代表質問趣旨書締切（正午まで）
					<ul style="list-style-type: none"> ・代表質問聞取（午後 5 時まで）
5	25	火	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 ・総務文教分科会
			午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 ・産業建設分科会
5	26	水		休 会	
5	27	木		休 会	
5	28	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件（議案第 48 号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 ・民生福祉分科会

5	29	土		休 会	
5	30	日		休 会	
5	31	月	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会 新型コロナウイルス感染症対策分科会
6	1	火		委員会	・委員会予備日
6	2	水	午前10時	本会議	・代表質問（人）
6	3	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
6	4	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
6	5	土		休 会	
6	6	日		休 会	
6	7	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
6	8	火		休 会	
6	9	水		休 会	
6	10	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
6	11	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
6	12	土		休 会	
6	13	日		休 会	
6	14	月		休 会	・議事整理日
6	15	火	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・選挙管理委員会の委員の選挙及び同補 充員の選挙について ・閉会中の調査事項について

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

2021年4月21日
山陽小野田市厚狭2117-1
下瀬俊夫

要 望 書

令和元年12月議会に提案された市営住宅条例一部改正に関して、12月6日に行われた産建委員会への条例改正の趣旨説明は不十分であり、委員会審査が十分に行われたとは言い難いので以下の点について説明して下さい。

12月6日の産建委員会での条例改正の趣旨説明は不十分

令和元年12月議会に市営住宅条例の一部改正案が提案されました。それを審議した12月6日の産建委員会の会議録を読み返してみました。

条例改正に関して建設住宅課長は「近年、身寄りのない単身高齢者等が増加し、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念される」ため、「国は民法と公営住宅管理標準条例（案）を改正して保証人に関する規定を削除した」とし、それに伴い「本市でも、住宅に困窮する低所得者へ住宅を提供するという市営住宅の目的があることを考慮して、連帯保証人を2名から1名に減じる」ことにしたと条例改正の趣旨を説明しています。

（1）連帯保証人を減じることが民法改正の趣旨ではない

今回の条例改正は民法改正に伴うものですが、改正民法のどこを探しても連帯保証人を減ずるとの条文はありません。昨年4月に施行された改正民法では「極度額（限度額）の定めのない連帯保証契約は無効となる」との趣旨が明記されたのです。

例えばある自治体のホームページでは『4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行されました。その中で、賃貸借契約や保証について、ルールの明確化や見直しがされています。これまでの賃貸借契約では、保証する最大限の額（極度額）を定めないで連帯保証をしている場合が多く、予期せず高額な債務を負うことがあり、各地で裁判が提起されていました。そこで改正民法では、賃貸人が個人の保証人を求める場合、連帯保証人が負う極度額を定め、なおかつ書面などで契約しなければ保証契約は無効に

なるというルールが設けられました』（福岡県志免町）と解説しています。

この民法改正のきっかけとなったのは平成9年11月13日付最高裁判決以降、各裁判所で連帯保証人への債務の限度額が認定され、民法改正に至ったものです。その後、国は公営住宅管理標準条例（案）から連帯保証人に関する規定を削除し、公営住宅入居時に連帯保証人を置くかどうか及び極度額の設定は各自治体の判断に任せることになったのです。山口県内でも下関市など数自治体では連帯保証人を置かず、保証会社による代行を認めるようにしました。条例改正の趣旨が全く違うではありませんか。

（2）市営住宅条例施行規則の審議をなぜしなかったのですか

今回の条例改正は連帯保証人を2名から1名に減じることが改正点ですが、民法改正の最大の趣旨が連帯保証人の「極度額」明記にあったのに、それは施行規則の中に規定されるために委員会審議には提出されません。しかし宇部市議会では市営住宅条例改正の審査とともに施行規則も委員会に提出させ、極度額の議論がされています。山陽小野田市議会ではこの民法改正の趣旨が全く議論されなかったのはなぜですか？

（3）連帯保証人に代わる保証会社の代行をなぜ認めないのですか

委員会審査の中では連帯保証人の保証債務に関する議論はされました。しかし生活保護利用者など生活困窮者の連帯保証人確保の困難さや、連帯保証人が亡くなった場合などに別居親族等に債務の請求が及ぶことが議論はされていますが、県や下関市のように保証会社に代行させる方法に関してなぜ議論がされなかったのでしょうか。

（4）契約更新等に関する新条例適用について

条例では令和2年4月以前の契約は旧民法が適用されるとしています。しかし同じ市営住宅への転居や契約更新時には改正民法が適用されるのかどうかまったく不明です。経済産業省は「既存の賃貸借契約を合意により更新し、この更新合意書に連帯保証人が署名捺印すると、新法の適用を受ける」との見解です。そうすると4月以前の入居者に関しても契約更新を実施することで新条例が適用できることとなりますが、このことに関しても委員会審査が必要ではなかったのでしょうか。

以上



平成 30 年 3 月 30 日
国土交通省 住宅局
住宅総合整備課

極度額に関する参考資料

平成 29 年民法改正（平成 32 年 4 月 1 日施行）において、個人の根保証は極度額を限度として責任を負うこと（改正民法第 465 条の 2 第 1 項）、また、極度額の定めのない保証契約は無効となること（同条の 2 第 2 項）が規定され、これらの規定は、住宅の賃貸借契約に基づく賃料や損害賠償債務等を保証する連帯保証人にも適用されることとなります。

これを踏まえて、国土交通省の「賃貸住宅標準契約書（平成 30 年 3 月版・連帯保証人型）」には、極度額を記載する欄を設けることとしましたが、具体的な極度額の設定にあたっては、貸主及び連帯保証人等の関係当事者間で充分協議を行うことが必要です。

国土交通省においては、具体的な極度額の設定に資するよう、下記調査を実施したところであり、その結果等について、別紙のとおり公表いたしますので、関係当事者間の協議にあたって参考としてください。

（1）家賃債務保証業者の損害額に係る調査

家賃債務保証業者が借主に代わって、貸主に支払った滞納家賃等のうち、借主に求償しても回収することができなかった損害額を調査したものです。

（2）家賃滞納発生に係る調査

賃貸住宅管理会社に対して、家賃滞納の発生から明渡訴訟等に至る 1,000 件あたりの件数や平均的な期間、最終的に借主から回収することができなかった家賃額等を調査したものです。

（3）裁判所の判決における連帯保証人の負担額に係る調査

裁判所の判決において、民間賃貸住宅における借主の未払い家賃等を連帯保証人の負担として確定した額を調査したものです。

2020年4月1日から

保証に関する民法のルールが 大きく変わります

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。この改正では、保証について新しいルールが導入されています。

このパンフレットでは、保証に関する新しいルールについてそのポイントを説明しています。



法務省

保証契約とは

「保証契約」とは、借金の返済や代金の支払などの債務を負う「主債務者」がその債務の支払をしない場合に、主債務者に代わって支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。

なお、「連帯保証契約」とは、保証契約の一種ですが、主債務者に財産があるかどうかにかかわらず、債権者が保証人に対して支払を求めたり、保証人の財産の差押えをすることができるものです。以下では、単に「保証」としていますが、すべて「連帯保証」を含みます。



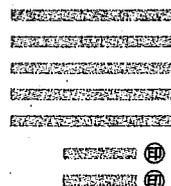
保証契約のリスク

保証人は、主債務者の代わりに主債務者の負った債務を支払うよう債権者から求められることとなります。保証人が任意に支払わない場合には、保証人は、自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められたり、給与や預貯金の差押えを受けたりするなど、裁判所の関与の下で支払を強制されることにもなります。

このように、保証は大きな財産的リスクを伴うものですが、主債務者から「迷惑をかけないから」、「名前だけ貸してほしい」などと言われて、安易に保証人となった結果、後々、大変な状況に陥ってしまうというケースも見られます。

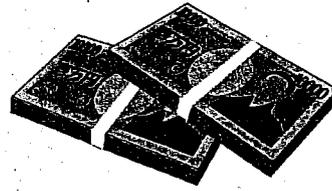
保証人になる際には、このようなリスクがあることを十分に認識しておくことが重要です。

保証契約



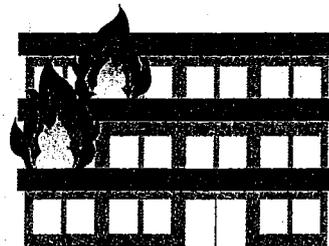
事例1

- ① 企業経営をしている友人が金融機関から2,000万円の融資を受ける際、「迷惑はかけない。」と言われ、仕方なく保証人になった
- ② 友人（主債務者）は経営に失敗して破産。債権者から1億円を請求される
- ③ 自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められる



事例2

- ① 親戚がアパートを賃借する際に、「名前を貸してほしい。」と言われて保証人になった
- ② 親戚（主債務者）の落ち度でアパート全体が焼失したが、親戚にさしたる財産がないため、債権者から多額の損害賠償を請求される
- ③ 完済まで毎月の給料の差押えを受ける



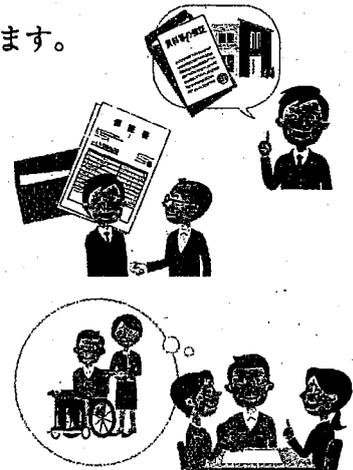
極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約について

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。

例えば、保証人となる時点では、現実にどれだけの債務が発生するのかがはっきりしないなど、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。

例えば、次のようなケースが根保証契約に該当することがあります。

- ①子どもがアパートを賃借する際に、その賃料などを大家との間で親がまとめて保証するケース
- ②会社の社長が、会社の取引先との間で、その会社が取引先に対して負担する全ての債務をまとめて保証するケース
- ③親を介護施設に入居させる際に、その入居費用や施設内での事故による賠償金などを介護施設との間で子どもがまとめて保証するケース



根保証契約を締結して保証人となる際には、主債務の金額が分からないため、将来、保証人が想定外の債務を負うことになりかねません。

そこで、次のようなルールが設けられています。

※なお、主債務に貸金等債務（金銭の貸渡しや手形の割引を受けることによって負担する債務）が含まれる根保証契約については、既に、2005年4月1日から、今回のルールよりも更に厳しいルールが設けられています。このルールは、今回の民法改正の後も変わりません。

1 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

保証人は極度額の範囲で支払の責任を負うことになるので、保証をする際には、極度額に注意を払いましょう。

また、極度額を定めないで根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないことになるので、債権者にとっても注意が必要です。



2 特別の事情による保証の終了

個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者又は保証人が亡くなったときなどは、その後発生する主債務は保証の対象外となります。

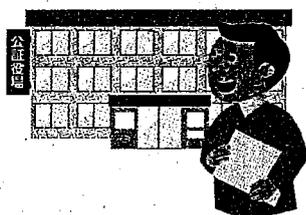
公証人による保証意思確認手続の新設について

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされています。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

なお、この意思確認の手続は、主債務者の事業と関係の深い次のような方々については、不要とされています。

- ①主債務者が法人である場合 その法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等
- ②主債務者が個人である場合 主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や、主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者



公証人はどんな人ですか。

公証人は、公証人法の規定により、判事（裁判官）、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命しています。

保証意思確認の手続をするには、どこに行けばいいのですか。

公証人は、公証役場（公証人が執務する事務所）を設置して事務を行っています。

公証人は、全国に約500名おり、公証役場は約300箇所あります。
保証意思確認の手続について、囑託先とすべき公証役場に制限はありません。
日本公証人連合会 <http://www.koshonin.gr.jp/>
(公証役場一覧) <http://www.koshonin.gr.jp/list>

公証人による保証意思確認の手続の流れ

① 公証役場に行く

これから保証人になろうとする方は、保証契約をする前に、原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手続（保証意思宣明公正証書の作成の囑託）を行うこととなります。保証意思宣明公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。

この手続は、代理人に依頼することができません。本人自身が公証人から意思確認を受けることとなります。

② 保証意思の確認

公証人から、保証人になろうとする方が保証意思を有しているのかを確認されます。

保証をしようとしている主債務の具体的な内容を認識しているか、保証をすることで自らが代わりに支払などをしなければならなくなるという大きなリスクを負担するものであることを理解しているか、主債務者の財産・収支の状況等について主債務者からどのような情報の提供を受けたか（→7頁参照）などについて確認を受けます。このほか、保証人になろうと思った動機・経緯などについても質問されることがあります。

その後、所要の手続を経て、保証意思が確認された場合には、公正証書（保証意思宣明公正証書）が作成されます。

保証意思確認の手続の費用はどのくらいかかりますか。

保証意思確認の手続の手数料は、1通1万1,000円を予定しています。その他の費用については、囑託先となる公証役場にお問い合わせください。



情報提供義務の新設

このほか、保証人のために、次のような情報が提供されるようになります。

1 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、

- ①主債務者の財産や収支の状況
- ②主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報

を提供しなければなりません。このルールは、事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする場合にも適用されます。

2 主債務の履行状況に関する情報提供義務

主債務者の委託を受けて保証人になった場合には、保証人は、債権者に対して、主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができます。

※この情報提供は、法人である保証人も求めることができます。

3 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。主債務者が期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きくふくらみ、早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねません。

そのため、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から2か月以内にその旨を保証人に通知しなければならないとされています。

改正の内容についてのより詳しい説明は、
法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/
minji06_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)



法務省民事局参事官室
TEL 03-3580-4111 (代)
<http://www.moj.go.jp/>

平成30年3月発行

令和3年4月22日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様



陳情者

山陽小野田市大字小野田541番地

徳富 淳

市場休場に伴う農林水産課からの出荷者宛文書について

要旨

先日出荷者へ配布された標記「出荷にお困りの生産出荷者の方へ」について、行政の対応として問題がないのか、下記の調査と見解を示していただくようお願いします。

一般出荷者宛に配布された文書には出荷者への情報提供として、「JA山口」と共に「誠運市場」の住所が記載され問い合わせを促す内容となっていました。

しかし「誠運市場」は一小売店に過ぎず、市場としての機能を持たないものです。

一小売店を紹介する行為がなぜ行われたのか、また今回の行為は公平性を保つべき行政として正しい行為であったのか見解をお示し願います。

- (1) 今回の行為がJA並びに誠運市場の了承の元行われたものなのか、調査及び報告をお願い致します。
- (2) どういった経緯でJAと誠運市場という二者を決定し紹介を実施したのか、その決定プロセスと出荷者への連絡実施までの一連の流れを調査・報告願います。
なお報告内容は「誰が」「誰と共に」「いつ」「どういった基準で選定し」「誰の承認を得て」「誰に送付した」のかを明確にしてくださいようお願いします。
- (3) 1及び2の調査結果を踏まえ「一企業を行政が紹介する」行為は、行政として正しい行為なのか見解をお示し願います。
- (4) 出荷者への通知が行われたことは元買受人には全く周知されていません。
今回このような通知を行ったことを救済策の一環として、なぜ元買受人にも周知しなかったのか、意図を明確にしてくださいようお願いします。

今回の行政の行為は出荷者を一企業の元に誘導するものであり、一企業を利するばかりでなく、市場休場後も必死に事業を続けてようとしている元買受人をさらに苦境に立たせるものとなっています。

私は今回を含めた市場休場に至るまでの行政の対応に、深い失望と疑念を抱いています。

議会におかれましては本陳情を踏まえ、行政のあり方について議論を深めていただくよう、切にお願い致します。

山 農 第 1 3 2 号

令和3年(2021年)4月12日

関係者各位

山陽小野田市長 藤田 剛二

今後の市場運営についての説明会の開催について

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

このことについて、下記のとおり説明会を開催しますので、万障繰り合わせのうえ御参加くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日時 令和3年4月20日(火) 13時30分～
- 2 場所 旧山陽小野田市地方卸売市場(大字西高泊 1184番地1)
- 3 内容 今後の市場運営について

※新型コロナウイルス感染症対策のため、御出席の際はマスク着用でお願いいたします。

山陽小野田市農林水産課

TEL : 0836-82-1152

FAX : 0836-84-6937

出荷にお困りの生産出荷者の方へ

令和3年4月1日から市場閉鎖に伴い、
出荷先にお困りの方は、下記に取引条件等
お問い合わせいただければと思い、情報提供
いたします。

○JA山口県 宇部統括本部

山陽小野田営農センター（厚狭）

0836-72-1162

小野田営農センター（高千帆）

0836-83-2672

○誠蓮市場（大字郡三ツ又107-1）

0836-72-1533

令和3年4月30日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様



小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰男
副組合長 徳富 淳

地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について

要旨

3月の地方卸売市場の不認定を受けた市場休場と再申請を目指す現在の状況について、一連の経緯の振り返りを実施し、その反省を次回申請へ生かしていただくようお願いします。

先日の不認定を受けての市場は休場を余儀なくされていますが、農林水産課による休場の説明会では「なぜ不認定となったのか」「その責任の所在はどこに（誰に）あるのか」について一切触れられることなく、昨年の計画同様の再申請プランを提示するだけの場に過ぎないものでした。

当組合はこのまま昨年同様の杜撰なプランを進めても再度不認定となり、結果とし市民の台所である市場が閉場に追い込まれるのではないかと強い懸念を抱いています。

行政と議会に於いては昨年の一連の経緯をしっかりと振り返り、反省すべきところは反省し、次回の申請に生かしていただくようお願いいたします。

(1) 今回の不認定の原因が何であったのか明確にしてくださいようお願いします。

原因の明確化は反省の第一歩だと考えます。

一部では開設者の資産状況が原因との「うわさ」も流れていますが、当組合は度々陳情をさせていただいたその「運営姿勢」にこそ不認定の原因があるのではないかと考えています。

再度、県に対し確認を実施しその原因を明確にしてくださいようお願いいたします。

(2) 一連の申請について行政がどうすべきであったのかご教示願います。

「民と民」というお題目を唱え、説明会や協議の場の取り持ちすら実施しなかった行政の姿勢は正しいものであったのか見解を示していただくようお願いします。

※市長へ提出した「合意書」の遵守にすら関わりを拒否しています。

(3) 認定を申請するに当たって行政のサポートは十分であったのかご教示願います。

委員会の中では、一連の認定作業で行政が関わったのは「業者間協議が整ったとき」と、「掲示板への文書提示許可をしたとき」の2度のみとの発言がありましたが、本当にそれだけで十分だったのでしょか。先日の市場休場の説明会でも行政の姿勢は「自分らに非はない」と言わんばかりであり、まったく反省の姿勢は見受けられませんでした。

責任を不認定となった業者にばかり押し付けるのではなく、行政内で「誰の指示で何をどのようにサポートする」と決定したのか明らかにし、その責任の所在を明確にしてくださいようお願いいたします。

(4) 今回の不認定に至った一連の行政の取り組み姿勢は、県の山陽小野田市に他する信用を失墜させる結果となったのではないかと、議会の見解をお示してください。

当組合は今回の一連の経緯がしっかりと反省され、また再申請に生かされることで、新生市場の誕生・立ち上げがスムーズに行われることを切に願っています。

今回の反省点を生かしたより良い計画で新市場を円滑に立ち上げ、関係者全員が山陽小野田市の発展に寄与していけるよう活発な議論をお願いいたします。

令和3年5月6日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

山口県山陽小野田市大字西高泊1198番地10
Yフーズ株式会社
代表取締役 山崎 敏彦

抗議文、要望書の取り消しについて

令和3年2月22日の本会議場での山田伸幸議員の弊社に対する発言で、抗議文を令和3年3月2日に提出しておりましたが、社内の会議の結果、抗議文を取り消しをすることに決定致しました。

また、令和3年3月18日に山陽小野田市議会に山田伸幸議員の不適切発言の確認、不適切発言の取り消し、謝罪、議員各位の事実の周知を要望書を提出させて頂きましたが、抗議文と内容が重なる為、こちらも取り消して下さい。



令和2年12月3日付 市議会モニター：藤永幸成

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1 1月26日の議会運営委員会を拝聴して思ったこと</p> <p>1. 山陽小野田市議会基本条例について</p> <p>ア. 山陽小野田市議会基本条例（以下、「基本条例」という。）中には、山陽小野田市（地方公共団体）の執行機関に対する監視する機能や執行機関と相互にけん制し合う機能についての明文が見当たらないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>イ. 第9条に定める「政策討論会」について、出席委員の皆様の共通認識として、当該協議が長期間にわたって実施されていないとするものでしたが、普段の委員会協議や本会議での討議は、これに類するものではないのですか。</p> <p>ウ. 第9条1項中に規定される「共通認識…凶り」とは、どのような事象を指すのでしょうか。政策討論会の場において「共通認識」が必要なのでしょうか。</p> <p>2. 市議会や各種委員会について</p> <p>前1. アに記述しました「執行機関に対する監視やけん制機能」について、十分に発揮できているとの共通認識を共有されているのでしょうか。</p> <p>議会運営委員会を公開していることは、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されているように思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>相手に手の内を公開すれば、相手は楽勝だと思います。</p>	<p>前文に明記しています。また、前文を具現化する内容を条文に含んでいます。</p> <p>第9条で指す政策討論会は、会派にあっては会派代表者が、会派に属さない者にあつてはその者が議長に議題を申し入れて実施されるもので、本会議や委員会での討議とは違うものです。</p> <p>政策討論会の趣旨である政策立案や政策提言を推進するためには、共通認識が必要と考えます。</p> <p>議会運営委員会の趣旨上、議長の諮問事項を審議することが主であり、公開することが執行機関に対して緊張感を放棄していることにはならないと考えます。</p>

3. 議会等の質問時間について

議会等の質問時間について、午前中の時間を12時から12時20分まで延長すべきとの意見について、質問が途中で途切れることに対する傍聴者からの苦情を一因に掲げ、半ば強行的に外部委員の意見を排除し、20分の延長を決定されたように拝聴しました。

これに関しまして、次の意見を述べさせていただきます。

- ア. 質問が途中で途切れないための方策として、昼休憩を挟まず質問を継続されてはいかがでしょうか。
- イ. 質問時間の延長に伴う対応として、関係する一般職員全員に対し、対価支給若しくは休暇付与を立法制度化する。
- ウ. ごく一部の苦情により、多数の関係者に不利益を被らせる可能性がある規定は意味を持たないので、全て廃止されてはいかがでしょうか。

現在、アの方法で運用しています。

令和2年12月10日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>意見と質問</p> <p>前々から、「議員活動」と「議会活動」の違いが分かりにくく感じています。即ち「議員」と「議会人」の違いです。これを踏まえてモニター活動をしなければならないと考えていますが、よく分かりません。議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてください。</p>	<p>議会人とは組織の中の一人のことであり、議員とは個人一人のことであると考えます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1. 一般質問時のマスク適用除外について 昨年12月定例会より、議場も完成して、コロナ対策も取られた中での一般質問でしたが、マスクを着用しての声が聞き取りにくい場面が何度もありました。 当然、健康被害を及ぼす可能性が高くなるのであれば問題ですが、いかがでしょうか。 議員の発言は、私たち市民になじみのない言葉も多く、ちょっとしたことで理解できない場面がありますし、しゃべり方がもともと聞き取りにくい方もいらっしゃいますので、御検討ください。</p> <p>2. 政策討論会の開催について 長い期間政策討論会が開催されておきませんが、22名の議員の皆さんは、政策が全て一致しているのでしょうか。言論の府と言いながら、この開催が定期的に行われていないのは、議員の怠慢と受け取られかねません。 先般「日本国旗掲揚について」が最後だったのでしょうか。これにしても「十分な」議論がなされていたのでしょうか。 開催方法が委員会提案なのか、議運提案なのか、複数名の議員提案なのか、内容の決定方法は様々ですが、その動きが見えないことは残念でなりません。御検討ください。</p> <p>3. 会派の意味について 山陽小野田市議会における「会派」の存在理由、その必要性について、その定義を教えてください。 また、現行会派のその主張もホームページに掲載することで、市民にも議会におけるそれぞれの会派の基本的主張が分かり、まさに開かれた議会を一步前進させることにつながるのではないのでしょうか。御検討ください。</p>	<p>コロナ対策は重要と考え、マスク着用は維持したいと考えます。 マスク着用とした場合でも、相手に聞き取りやすいように、はっきり発言するように気を付けていきます。</p> <p>最近、政策討論会を行っていません。今のままでは政策立案に至らないため、どのような方法があるか考えていきます。</p> <p>会派は、政策を中心に同一の理念を共有して、政策立案及び政策提言に資するものです。 掲載については、貴重な御意見として承ります。</p>

全議M1第10号
令和3年2月12日

市議会議長各位

全国市議会議長会
会長 野尻 哲雄

標準市議会会議規則の一部改正について

去る2月3日に書面開催いたしました第222回理事会・第111回評議員会合同会議においてご了承いただきました標準市議会会議規則の一部改正について、別添のとおり通知いたします。

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったものです。

各市議会におかれましては、改正の趣旨をご理解の上、早期の市議会会議規則の改正について適切にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、今回の欠席事由に係る改正は、平成27年の改正により本会議及び委員会の欠席事由として「出産」が明文化されたこと等を踏まえて行われたものであることに鑑み、会議規則において「出産」を欠席事由として明文化されていない市議会におかれましては、今回の標準市議会会議規則の改正を機に、その明文化について改めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、欠席事由に係る会議規則の改正に止まらず、議員活動と家庭生活との両立支援など住民が議員活動をしやすい環境づくりは、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促す環境整備の一環として重要なことだと存じます。

いくつかの市議会では、女性模擬議会の開催やハラスメント防止研修などに取り組まれているところですが、各市議会におかれましては、それぞれの市の実情を踏まえ、男女を問わず議員活動をしやすい環境づくりへの取組について、適切な配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会といたしましても、引き続き、このような取組に対する地方財政措置の拡充を要望して参ります。

全国市議会議長会

企画議事部 本橋・篠田・内田

TEL : 03-3262-2303

FAX : 03-3263-5751

標準市議会会議規則の改正について（欠席の届出関係）

改正の理由

令和2年12月25日、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、地方議会議員の本会議や委員会への欠席事由として標準会議規則において明文化されている出産について、産前・産後の期間にも配慮した規定とするよう、政府から本会はじめ三議長会に要請することとされた。併せて、育児や介護等についても、欠席事由として同規則への明文化を要請することとされた。12月23日には、担当大臣はじめ政府与党から本会の会長に要請がなされた。

それ以前にも、「第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）や「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」（令和2年9月）において、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、標準会議規則に出産、育児、介護等を明文化すべきとの指摘がなされていたところである。

本会ではこれまでも、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進することが議員のなり手の確保にもつながるとの観点から、政府において必要な環境整備等を図ることを求めてきた経緯がある。基本計画の記載は、本会要望の趣旨と軌を一にするものであり、政府与党からの要請を受け止め、これに沿った対応を図ることが適当である。

このような基本的考え方に立って、標準市議会会議規則第2条及び第91条を以下のとおり改正する。

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>

改正の考え方について

1. 女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するものである。

「看護」「介護」等については、高齢化と世帯の縮小が進む中、男女、年齢を問わず必要となる事由と考える。

出産については、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化することが適当と考えられ*、この点において他の欠席事由とは異なる事情を有することに鑑み、これまで通り第2項に規定することとする。

*産前産後の期間における母体の健康維持・回復に必要な期間について、配慮する必要。
(厚生省「母性保護に係る専門家会議報告書」(平成8年10月)参照)

なお、「配偶者の出産補助」については、「看護」「介護」に準じる事由と理解できること、加えて、令和2年12月15日閣議決定の「全世代型社会保障の方針」において、妻の出産直後の育児休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとされ、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとされていることなどを踏まえたものである。

2. 上記の改正に併せて、規定の整備を行う。現行標準会議規則では、「出産」以外の具体の欠席事由を明文化せず、本会議や委員会に出席できない事由を一括して「事故」と総称してきたが、法令上の「事故」*概念と一般社会における「事故」概念に隔たりがあり、「事故」という言葉の使用に違和感があるという意見も多い。

このため、参議院規則や他の議長会の標準会議規則との整合性にも配慮しつつ一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、「公務」「疾病」を例示するとともに、「事故」を「その他のやむを得ない事由」に改める。

*使用例として、地方自治法第106条では、議長の職務遂行が困難な事由を「事故」としている。

参考 標準都道府県議会会議規則(令和3年1月27日改正)

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

参考 衆議院規則

第185条 議員が事故のため出席できなかつたときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

- 2 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に提出することができる。

参考 参議院規則

第187条 第1項 略

- 2 公務、疾病、出産その他一時的な事故によって議院に出席することができないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出しなければならない。

改正後の運用等について

1. 欠席事由等について

- (1) 「公務」については、議会の開会中、会議を欠席しても、議員派遣（地方自治法第100条第13項）や委員派遣（標準市議会会議規則第106条）、広域連合や一部事務組合の議会への出席、議会代表としての正副議長による会議等への出席などが必要とされる事態を想定している。

具体的にどのような事態がこれに該当するかについては、本会議や委員会より優先せざるを得ない状況か否かを事案ごとに判断することになる。

なお、議員派遣・委員派遣の議決により欠席届の提出を不要と解せるため、「公務」を加えることは必要ないという意見もあったが、議員派遣・委員派遣の手續と欠席届の手續は別目的のものであること、参議院規則でも議員派遣・委員派遣を含む「公務」を欠席事由として設けており、規則上、「公務」による欠席届を提出しなければならないとされていることから定めたものである。

- (2) 「疾病」については、病気による欠席のほか、怪我による欠席も含まれると解している。なお、同様の規定を設けている参議院規則においては、怪我の場合も疾病としての欠席届を受理する解釈・運用がなされている。

- (3) 「育児」「看護」「介護」については、主として議員の家族に対する「育児」「看護」「介護」の必要性が生じた場合を想定しているが、家族関係や居住形態の多様化により、地域ごとにその考えが異なる場合も予想されるため、必ずしも家族だけに限定せず、その範囲は地域の実情を踏まえて判断することが適当である。

実際に欠席届があった場合、その欠席事由がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先するものか、各地方公共団体の職員に対する規則なども参考に、具体の事例に即して、個別に判断されることになる。

- (4) 「疾病」「育児」「看護」「介護」を通じて、それぞれを欠席事由とする場合の欠席日数についても、対象者の状態により異なるため、それぞれの事由に対する欠席期間を一律に提示することが困難である。

事由が生じた都度、議長等が既定の手續に従い、その欠席日数がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先して必要とされるか、具体の事例に即して個別に判断されることになる。この点については、(3)と同様である。

- (5) 「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院、出産等の付添などにより欠席する場合を想定している。

- (6) 「その他のやむを得ない事由」については、上記の事由以外で欠席する場合であるが、どのような事由が「やむを得ない事由」に該当するかは、過去の市議会における事例などを参考に、各市議会が個別に判断することになる。

なお、今回の改正は、女性はじめ多様な人材の議会への参画を促す環境整備の観点から行ったものであり、「忌引き」や「災害」は例示として挙げていないが、各市の実状に応じてこれらを例示として規定することは差し支えないものと考えられる。

- (7) 欠席に関する届出の方法や書類（ex 医師の診断書など）添付の必要性、「育児」「看護」「介護」を欠席事由とする場合の対象者や欠席期間についての考え方など、欠席に関する具体的な手續において必要となる事項については、これらに関係する法律（育児・介護休業法）や各地方公共団体の職員に対する規則などを参考に、各市議会において要綱や規程の制定で対応することが考えられる。

また、欠席届の提出時期については、出産については、予定日があらかじめ判明することから、「あらかじめ」と規定したものであるが、その他の事由についても事由の内容や状況により、あらかじめ判明する場合もあることから、「あらかじめ」という規定がないことをもって事前の提出ができないとする趣旨ではない。従来からの運用に基づいて対応することになる。

2. 産前産後の欠席期間の運用について

会議規則第2条第2項の規定は、出産を予定している女性議員が、出産のために欠席するとき、産前6週、産後8週を欠席期間の上限として設けたものであるので、本人の意思によりこの期間未満の範囲を定めて欠席することも可能と解する。

また、議員の住民代表としての職責を考慮し、議員の意思による産前産後の会議への出席を可能とするため、産前産後の期間を連続して取得する場合だけではなく、分割して取得することも可能と解する。

産前6週産後8週の欠席期間については、医学的な知見を踏まえ、母体の健康維持・回復に必要な期間として設けたものである。

具体的な運用については、例えば、出産が予定日より遅れ、産前の欠席期間の6週間を超えた場合は、再度、欠席届を提出し当該超えた期間についても産前休暇として扱うことができると考える。しかし、出産が予定日より早く、例えば5週間で出産した場合、残りの1週間を産後の8週間に繰り越す(合計で産後9週間)ことはできないと考える。

標準市議会会議規則の考えは以上であるが、各市議会の判断で、例えば当該市の職員に対する該当規則に準じて産前産後とも8週とすることが、必ずしも否定される訳ではないと考える。

なお、欠席の届出方法や医師の診断書添付の要不要など具体的な手続等については、各市議会において、要綱や規程であらかじめ定めておくことが望ましいと考えており、本会としても今後、これらの制定状況に関する調査の実施を予定している。

3. 欠席期間中の議員活動について

いずれの欠席事由にせよ、欠席期間中の行為が、それぞれの欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

とりわけ、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにある。したがって、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿ったものであることが求められる。例えば、本会議を欠席する一方、現地視察、所属政党の会議や後援会活動への参加、街頭演説などを行うことは、欠席に係る制度の必要性や信頼性を損ねることにつながりかねないため、欠席期間中の活動や行為については、その必要性等を十分吟味するとともに市民の批判を招くものとならないか深慮して慎重に対処する必要がある。

4. 産前産後の欠席期間中の議員報酬について

議員の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めることになっている(地方自治法第203条第4項)。今回の規則改正とその運用に伴い、既に長期欠席議員の報酬減額条例を制定している市議会などにおいては、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否かについて、議論が提起される可能性があることに留意する必要がある。

なお、既に出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象から除外している市議会もあるため、本会としても今後、これに関する詳細な調査を行うことにしている。

標準市議会会議規則の改正について（請願書への押印関係）

改正の理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である。

このような観点から、標準市議会会議規則の見直しを行い、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改める改正を行う。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行う。

新旧対照表

新	旧
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u></p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>

改正の考え方について

標準市議会会議規則第139条第2項では、従来から請願紹介議員に署名又は記名押印を求めていること、また、標準都道府県議会会議規則では、従来から請願紹介議員及び請願者に対して署名又は記名押印を求めていることを踏まえた改正である。

加えて、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことも、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととした理由である。

参考 標準都道府県議会会議規則

第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 省略

参考 衆議院規則

第171条 請願書には、請願者の住所氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

第173条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

*衆議院ホームページで、「請願者の住所氏名を記載してください。氏名は自筆によることが原則です。印刷された文字などによる場合や複写されている場合は押印が必要です。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

参考 参議院規則

第162条 請願書は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載したものでなければならない。

*参議院ホームページで、「請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロやゴム印などによる場合や複写されている場合は押印（拇印は不可）があれば署名と同様に扱います。

（中略）団体については、法人に限り、総代名義により請願書を提出することができます。

この場合は、当該法人の名称及び代表者の役職名・氏名を明記の上、代表者の役職名印を押印してください。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

改正後の運用等について

標準市議会会議規則の改正後、押印を必要としている各種書式（標準市議会書式例）についても検討を行い、改正の手続を行う。なお、これに関する検討会の開催は行わず、議会関係三団体（本会、全国都道府県議長会及び全国町村議会議長会）の担当者による協議等での対応とする。